

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

わが国では健康増進に関わる取組として、国民の健康の増進の総合的な推進を図るために「第一次国民健康づくり対策」（昭和53年～）、以降10年ごとに計画を更新し健康増進政策を展開してきました。特に平成25年度から「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」、「主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防」、「社会生活を営むために必要な機能の維持および向上」、「健康を支え、守るための環境整備」、「栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、禁煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣および社会環境の改善」を基本的方向とした「21世紀における第二次国民健康づくり運動(健康日本21(第二次))」が始まっています。

また、県においても平成13年に第1期高知県健康増進計画「よさこい健康プラン21」を策定して、基本目標を「壮年期の死亡率の改善による「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」として第4期計画まで更新を進めてまいりました。

これらの国や県における計画は、現在最新のものに更新されようとしているところですが、時代とともに変化する環境や住民の生活文化（ライフスタイル）の変化に応じ最適化されるものです。

わがまち中土佐町では、これらの国や県の計画を参考としながらも、町民独自の生活文化、また人口構成の変化などを考慮し地域に根ざした実効性のある計画策定に取り組む必要があります。

2 計画の目的

中土佐町では「健康増進法」に基づき、平成21年に第1期の「中土佐町健康増進計画」を策定し、住民の健康増進に係る取組を推進してきました。第2期の計画は平成26年度から10年間の計画期間で、今年度をもって現行の第2期「中土佐町健康増進計画」の計画期間が終了いたします。第2期の計画では、平成30年度に中間評価を実施し、「生涯現役で自分らしい生活を営むために、一人ひとりが家族や地域の人と手をつなぎ、楽しみながら健康づくりに取り組んでいる町」を目指して事業を推進してきました。

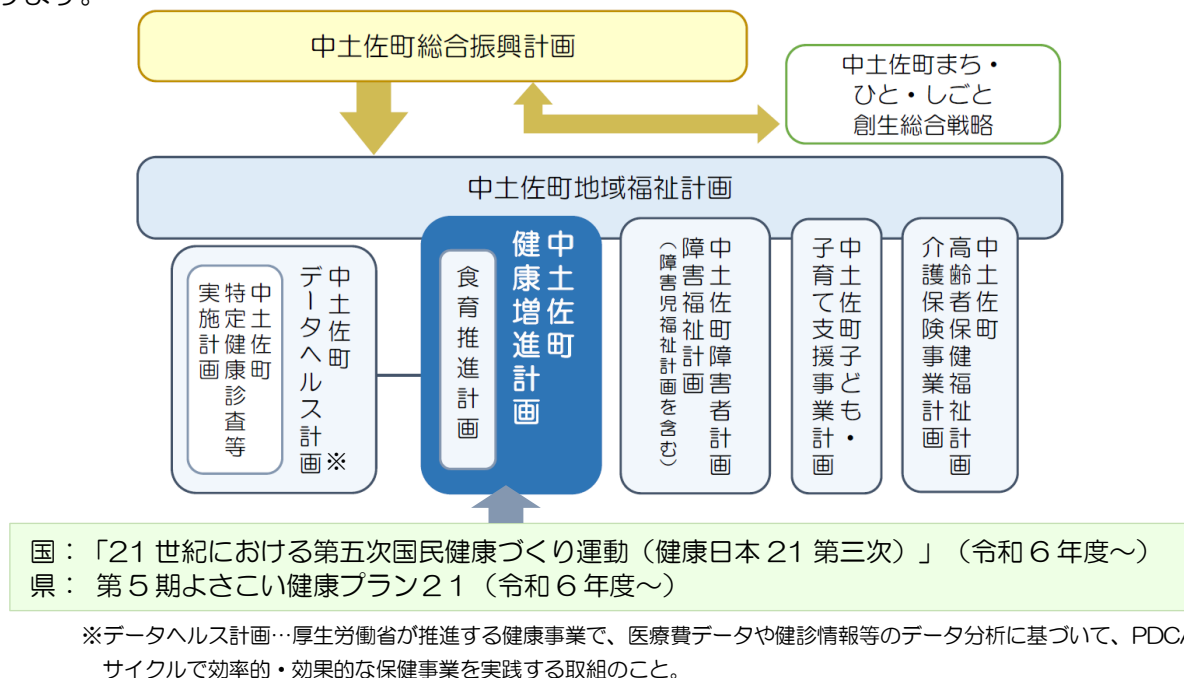
しかし、前計画の後期5年間を総合的に評価してみると、新型コロナウイルス感染症の蔓延というかつてない社会状況があり、進めようとしてきた地域住民の共助による町ぐるみの健康増進活動が停滞しました。これは、ステイホームや密集密接を避けるといった感染予防対策から住民活動が制約されたことが原因です。

とはいえ、令和5年5月から新型コロナウイルス感染症が第5類感染症に移行したことで、徐々に住民活動の機会も取り戻され始めています。

本計画では、あらためて住民一人ひとりが「自分の健康は自分で守り、自分でつくる」という意識を持って主体的に健康づくりに取り組み、また地域住民が家族や地域の人と手をつなぎ、楽しみながら町ぐるみで健康づくりを進めていくための指針とします。

3 計画の位置づけ

町の最上位計画である「中土佐町総合振興計画」との整合性を図った、分野別計画の位置づけとなります。



4 計画の基本的な視点

WHO 憲章では、前文において「健康」を次のように定義しています。

「健康とは、病気でないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあることをいいます。（日本 WHO 協会訳）」

このことを踏まえ、本町では、目指す「健康な状態」を、以下のように定義します。

「病気や障がいの有無、加齢に左右されず、
一人ひとりが生きがいや幸せを実感しながら自分らしく生活できる状態」

計画策定にあたっては、以下の視点に留意し、また、重点目標の軌道修正を目的として中間評価を行い、最新の各種統計における健康実態把握と分析、計画目標の到達度の評価を踏まえることで、計画の方向性を改めます。

（１）健康は身体のことだけでなく、こころの健康、社会的健康と深く関係しています。特に「他者とのつながり」は寿命と健康に大きな恩恵を与える要因であるとわかっていることから、町内の人的資源や社会的ネットワークを最大限に活用できる、計画の策定と推進の仕組みづくりを行います。

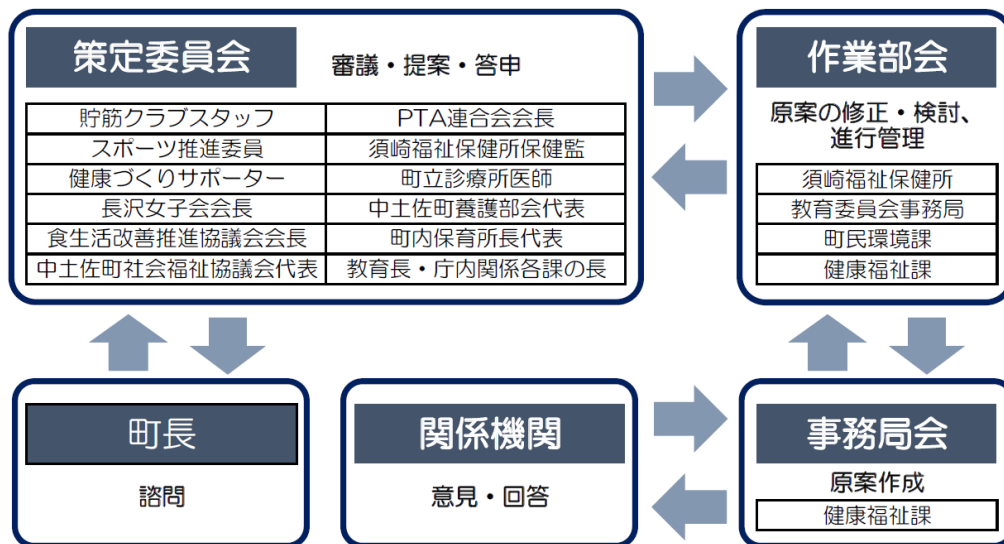
（２）健康づくりは行政の旗振りだけでは実現しません。計画策定後、地域の中で様々な主体が取組を継続・発展させていってもらえるよう、実効性を重視した施策を講じていきます。

（３）目標設定においては、「運動」「食育（栄養・食生活）」「歯と口腔」「タバコ」「アルコール」「休養・こころの健康」「生活習慣」「がん対策」の 8 つを柱に、本町独自の地域の実情を踏まえた具体的な目標値を設定します。

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、須崎福祉保健所の関係部署職員と庁内関係課職員による作業部会を設置し、計画原案を作成しました。そして、健康づくり団体、中土佐町社会福祉協議会、医療機関、須崎福祉保健所、行政関係部署等の代表者で構成される「中土佐町第3期健康増進計画策定委員会」を設置し、計画内容の審議・検討を行いました。

中土佐町第3期健康増進計画 策定の体制



6 計画の期間

この計画は、令和6年度を初年度とし、令和17年度を目標年度とした12か年計画とし、6年目となる令和11年度に中間見直しを行うこととします。

R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
アンケート調査	計画初年度				住民意識調査	中間見直し					住民意識調査	最終評価

7 計画の推進・評価体制

関係機関や関係各課との調整を図り、計画の実現を目指す施策を総合的に推進します。また、計画の中間見直し年度及び最終評価年度のそれぞれ前年には住民意識調査を実施し、計画の改定・策定時に設置する計画策定委員会において評価を行います。